

## 環境に配慮した畜産は世界の流れ



独立行政法人 家畜改良センター

理事長 木下良智

(きのしたよしとも)

環境と調和した畜産の発展を図るため、平成11年7月に家畜排せつ物法が成立し、5年間の猶予期間を経て平成16年11月から完全実施となった。法律が制定される前は、家畜排せつ物の素堀りや野積みによる河川や地下水の汚染等が問題となっていたが、この法律の制定や各種の補助事業により、家畜排せつ物処理施設の整備が進み、現在では管理基準適用農家61,300戸の99.9%が管理基準に対応済みとなるなど、環境に配慮した畜産が着実に進んでいる。

国際的に見ても、EU諸国や米国等でも、畜産による河川や地下水汚染が問題となっており、家畜排せつ物に対する規制が強化されてきている。EUでは、畜産による河川や地下水の汚染が問題となり、1991年に硝酸塩指令が定められ、EU全体で畜産農家に対しふん尿貯留施設の設置義務、農地へのふん尿散布限量の設定、ふん尿散布時期の制限等の規制が課されることとなった。これに加え、例えば、デンマークでは農地面積1ha当たり飼養頭数の限度が母豚5.2頭、乳牛2.3頭などと定められるとともに、ふん尿の還元用農地の確保が義務付けられたり、オランダでは農家毎にふん尿枠が定められ、過剰ふん尿を排出する農家には課徴金が課されるなど、厳しい規制が行われている。

また、米国でも、1974年に「水質保全法」により、1,000家畜単位以上の大型経営体（乳牛700頭、肉牛1,000頭、豚2,500頭以上）は許可が必要であり、一切の河川への放流が禁止等の規制が行われていたが、経営規模の大型化に伴い家畜ふん尿の流出による河川の汚染事故が繰り返されたことから、2003年に環境保護庁は畜産への規制を強化し、規制対象農家を拡大するとともに、農地への施用方法等の「養分管理計画」の作成が義務付けられ、米国の畜産も家畜

ふん尿の流出防止と還元農地の確保が重要な課題となっている。

わが国における課題は、出来た堆肥を農地にどう利用していくかである。平成17年の農水省の調査では、農業者の9割が家畜排せつ物堆肥を利用したいと回答し、その理由として、「堆肥の利用で循環型農業が可能となる」、「作物の品質向上が期待される」等があげられている。また、堆肥を有効利用するための地域の取り組みとして、「堆肥需給情報の提供や仲介等の耕畜連携を図る取り組み」や、「堆肥の利用で化学肥料を減らす取り組み」、「堆肥散布を省力化する取り組み」などがあげられている。このためには、堆肥センター等が散布作業を行う等のきめ細かな対応が必要であろう。

消費者は減農薬・減化学肥料により栽培された安全な農産物を求めており、このためには堆肥による土作りが重要である。国は、平成19年度から、農薬や化学肥料の使用を原則5割以上減らす地域に助成をする「環境支払い」を開始することとしており、こうした動きは耕種農家による堆肥の利用を促進する上で大きなツールとなると期待される。

また、循環型社会の構築の一環として、食品残さを家畜の飼料として利用する「エコフィード」の取り組みが注目されている。このためにはエコフィードの安全性や品質の安定性の確保が課題であり、現在、国で安全性確保のガイドラインやエコフィード認証制度が検討されている。消費者の環境意識は今後さらに強まる傾向にあり、畜産が環境問題に積極的に取り組んでいる姿を消費者に見せることは、畜産へのサポーターを増やすことになると思われる。環境にやさしい畜産の一層の発展を願うものである。